

メールで『災害情報』をお知らせします！

町では、防災行政無線や緊急告知FMラジオにて『災害情報』をお知らせしていますが、今年度から登録制メールの運用を開始しています。メール配信を希望される方は、次の手順で登録をお願いします。

メール配信の内容について

1. 避難所の情報【開設・閉設に関すること】
2. 避難情報【①避難準備・高齢者等避難開始 ②避難勧告 ③避難指示(緊急)】
3. クマ目撃情報

携帯電話での登録方法について

1

携帯電話のバーコードリーダー機能で右の『QRコード』を読み取り、Eメールアドレス登録ページに接続してください。



基本的に携帯電話のアドレスへの配信を想定していますが、パソコンのアドレスへの配信を希望される方は、町住民生活課までご連絡ください。

2

携帯電話の画面に仮登録画面が表示されたら『仮登録メールを送信』ボタンをクリックしてください。

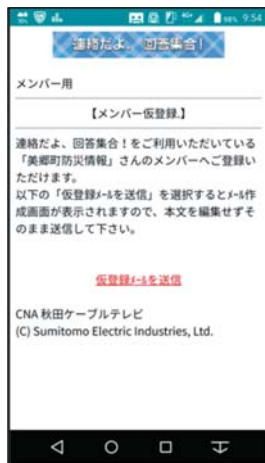
登録制メールは、右に表示されている「連絡だよ、回答集合!」というシステム製品で運用しています。製品名称のため、ご理解のうえ、ご登録をお願いします。

※お使いの携帯電話の機種等により、表示される画面が異なる場合があります。

- ※1 QRコードが読み取れない携帯電話の方は、町住民生活課に来庁いただき登録することになります。
- ※2 QRコードから登録可能なメールアドレスは、NTTドコモ(@docomo.ne.jp)、au(@ezweb.ne.jp)、ソフトバンク(@softbank.ne.jp、@i.softbank.jp、@ymobile.ne.jp)、Google(@gmail.com)、Apple(@icloud.com)です。
- ※3 仮登録完了のメールが届かない方は、携帯電話の迷惑メール機能が設定されていますので、携帯電話の設定変更をしてください。なお、設定を行ってもメールが届かない、設定方法が分からない方は、携帯ショップなどに相談してください。
- ※4 携帯電話会社やメールアドレスの変更を行った場合は、再登録が必要となります。

3

送信メール画面が表示されますので、そのままメールを送信してください。



4

本登録のメール案内文に表示されるアドレスをクリックしてください。



5

メンバー本登録画面が表示されますので、次のとおり進んでください。

- ①選択してくださいをクリックして『防災情報メール』を選択してください。
- ②姓、名の欄に名前を入力してください。
- ③属性の欄で希望する情報(防災情報・クマ目撃情報)を選択してください(両方選択も可能です)。
※何も選択していない場合は両方の配信とします。
- ④『決定』ボタンをクリックしてください。



6

これで登録完了です。

テストメールについて

登録制メールの受信確認のため、毎月1回(月初め予定)テストメールを配信します。

登録アドレスの変更やキャリアの変更などの理由により、テストメールが届かずに戻ってきた場合は、登録アドレスを削除しますので、ご了承ください。

問●町住民生活課 ☎0187(84)4903

未来へと命を繋ぐ 189(いちはやく)

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待は社会全体で解決すべき課題です。虐待を受けたと思われる子どもを見つけたり、ご自身の出産や子育てに悩んだりしたときは、迷わずご相談ください。

児童相談所
全国共通
3桁ダイヤル

いち はやく
189

相談窓口

秋田県南児童相談所	☎0182(32)0500
秋田県南福祉事務所	☎0182(32)3294
町福祉保健課福祉班	☎0187(84)4907

「DVかも…」と思ったら、すぐ相談を!

11月はDV防止相談月間です

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、夫や恋人など親密な関係にある人から振るわれる暴力であり、重大な人権侵害です。DVIは、身体的暴力のほかに精神的、経済的または性的など、あらゆる形の暴力も含まれます。そのような暴力を受け、どうしたらいいか分からなくなったときは、一人で悩まずに下記までご相談ください。

相談窓口

DV相談ナビダイヤル	☎0570(0)55210
※最寄りの相談窓口を案内します。	
秋田県女性相談所	☎018(835)9052
秋田県警レディース110番	☎0120(028)110
秋田県南福祉事務所	☎0182(32)3294
町福祉保健課福祉班	☎0187(84)4907

子どもを健やかに育むために ~愛の鞭ゼロ作戦~

子育てにおいて、しつこく称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。右記のポイントを心掛けながら、子どもに向き合しましょう。

- ①子育てに体罰や暴言を使わない
- ②子どもが親に恐怖を持つとSOSを伝えられない
- ③爆発寸前のイライラをクールダウン
- ④親自身がSOSを出そう
- ⑤子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援



▲詳しくはこちら

ひきこもりで悩んでいませんか?

ひきこもりとは、学校への登校、アルバイトや仕事といった外との交流を避け、原則的に6カ月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態のことを指します。また、外出ができていても、家族以外の人との交流がなければ、ひきこもりの状態であるといえます。

どうして「ひきこもり」になるの?

ひきこもりは一つの原因で起こっているわけではありません。本人の悩みが原因であったり、精神疾患や発達障がいなどがひきこもりの原因と考えられる人もいます。

また、ご家族の中には、ひきこもりの原因が自分の関わり方にあったのではないかと悩んでいる方もいますが、「育て方」や「しつけ」にのみ原因があるわけではありません。

ひきこもりの人の多くは、心に葛藤を抱えています

ひきこもりの人は、何らかの理由で元氣や自信がなくなり、表面上は怠けや甘えに見えても、強い引け目や罪悪感、劣等感など、心に深い葛藤を抱えています。「会社での人間関係などにストレスを感じ、家から出られなくなった」「学校になじめず、周りの人が信頼できなくなった」「不登校がきっかけで、家に閉じこもった状態が続いている」など、追い込まれた結果、ひきこもってしまった人も少なくありません。

一人で抱え込まず、話してみませんか?

ひきこもっている本人自身が相談することは難しい場合があります。まずはご家族の方が相談してみてください。秘密は厳守されます。

【ひきこもりに関する相談はこちら】

秋田県ひきこもり相談支援センター ☎018(831)2525
相談時間 ● 平日の午前10時~午後4時(年末年始を除く)

同じ悩みを抱えている仲間の集いに参加してみませんか?

「何とかしたいと思うけど、何から始めたらいいかわからない」「話ができる仲間が欲しい」などと思ったら、参加してみることから始めてみましょう。「うちの子の将来が心配」という保護者の方も参加できます。

【若者の居場所びおら六郷】

日時 ● 毎月第2・第4火曜日 午後2時~午後4時
※11月は6日(火)、20日(火)の開催です。
※変更になる場合もありますので、下記までお問い合わせください。

会場 ● まめだ屋(六郷字馬町)
問合せ ● NPO法人まることびおら ☎0187(66)1106
NPO法人KOU ☎018(853)4367

問●町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907